

実施方針に関する質問回答書

No.	タイトル	頁	該当箇所			内 容	回答
			章	節	項		
174	閲覧資料(取水配水実績表)					山の田第二の取水量および配水量について、6～10号(大正)分と11～13号(昭和)分の内訳をご教示ください。	入札公告後の閲覧資料として提示します。
175	その他					両浄水場内の標高端点が記載されている図面を提供願えませんでしょうか。	入札公告後の閲覧資料として提示します。
176	その他					新設配管の接続部分となる可能性がある下記施設について、構造図、配筋図、詳細配管図の提供と同時に取合い箇所をご教示下さい。 ・山の田 第1配水池(旧) ・〃 第1配水池(新) ・〃 第2配水池 ・〃 第3配水池 ・〃 第1、2(菰田、山の田)、3、4着水井 ・大野 配水池No.1～No.3 ・大野 柚木系、菰田系着水井 ・大野 菰田増圧ポンプ施設	入札公告後の閲覧資料として提示します。
177	その他					北部浄水場稼動開始後の、既存施設の運用計画をご教示ください。(施設配置、完成時の管理動線、見学者動線などの計画に加味します)	大野浄水場は廃止しますが、山の田浄水場については、添付図1に着色した以外の部分にある施設を本市が従来どおり管理します。
178	その他					配水管について、市独自の指針、基準がありますか。その他(構造物、弁室など)についても同様に指針、基準があればご教示ください。	配水管については、市独自の指針、基準はありません。また、その他(構造物、弁室など)についても独自の指針、基準はありません。